

審査意見への対応を記載した書類（7月）

（目次）看護学研究科 看護学専攻

1. <心理学分野の在り方が不明確>

授業科目や指導教員等において心理学分野を重視していることが見受けられるが、その理由や必要性に関する説明が不十分であるため、設置の趣旨・目的等において心理学の位置付けについて具体的に説明し、整合性を図ること。

（是正意見）

・・・4

2. <社会人受験の趣旨が不明確>

「大学教員として3年以上の職務経験を有する者を社会人受験者とする」としているが、看護学を背景とした者を想定しているのか、またそうでない者も受け入れるのか不明であるため、考え方を明らかにすること。さらに、大学教員に限定している理由が不明確なため、説明を追加すること。

また、グローバル社会において活躍する人材の育成を設置の趣旨としながら、社会人受験者に英語の試験を課さないことについても、適切に理由を説明すること。

（是正意見）

・・・15

3. <科目名称と内容が不整合>

「看護学研究方法応用論（心理学的研究）」について、看護学よりも心理学を中心としていることから、科目名称を改め、内容との整合性を図ること。

（是正意見）

・・・20

4. <研究計画書が承認されなかった学生の処遇が不明確>

研究計画書が承認された学生に必修科目である「特別研究Ⅰ（4単位）」の単位を認定するとあるが、承認されなかった場合におけるその後の研究指導や履修、単位認定に係るスケジュール等について、大学として講じ得る処置・体制を具体的に説明すること。

（是正意見）

・・・21

5. <看護学研究科博士後期委員会についての記載が不十分>

研究指導全体に係る主要組織である「看護学研究科博士後期委員会」についての記載が不十分であるため、明確に説明すること。特に、管理運営の記載において、「大学院研究科委員会」と「大学院研究科博士後期委員会」との関連が不明確であるため、説明を追加すること。

(是正意見)

・・・25

6. <論文審査の体制が不明確>

副査の選定方法が不明確であるため、選定方法を具体的に記載するとともに、論文審査体制における公平性の担保についても説明すること。

(是正意見)

・・・28

7. <論文審査のスケジュールが不明確>

「学位論文審査」と「最終試験（口頭試問）」の位置付けが不明確であるため、明確に説明するとともに、修了までのスケジュールにも明確に記載すること。

(是正意見)

・・・33

8. <教育課程等の概要とシラバスが不整合>

「看護学教育論」、「特別研究Ⅰ」、「特別研究Ⅱ」について、必修・選択区分が教育課程等の概要とシラバスとで不整合となっているため、修正すること。

(是正意見)

・・・38

9. <教員の育成体制が不明確>

教員採用計画については記載があるが、育成体制については不明確であるため、説明を追加すること。

(是正意見)

・・・39

10. <専任教員数が設置基準を満たしていない>

専任教員数について、大学院設置基準の規定を満たしていないため、適切に改めること。

(是正意見)

・・・42

11. <設置計画の一層の充実>

教員の年齢構成が高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。

(改善意見)

・・・44

12. <図書館専門職員が配置されていない>

基本計画書において図書館専門職員が0人となっているため、適切に配置すること。

(是正意見)

・・・47

(是正意見) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

1. <心理学分野の在り方が不明確>

授業科目や指導教員等において心理学分野を重視していることが見受けられるが、その理由や必要性に関する説明が不十分であるため、設置の趣旨・目的等において心理学の位置付けについて具体的に説明し、整合性を図ること。

(対応) 本研究科博士後期過程では、多様化する社会背景を踏まえ、従来の看護学研究のみならず、他分野における研究方法や人間理解をも備えた柔軟な視点を備えた人材を育成すべく、隣接分野である心理学分野の科目を1年次の選択科目として配置した。これらについて具体的に説明し、整合性を図るため、設置の趣旨・目的等の記載を以下の通り修正する。(修正箇所を下線で示す)

1-2. 看護学教育を取り巻く環境と設置の背景

看護をめぐる環境は、急速な少子高齢化の進展や医療の高度化・複雑化、在院日数の短縮、医療ニーズの多様化など大きく変化している。これらの変化は、これまでの治療を行うための看護から、高度先進医療を受けた後に早期に社会で生活できるようにするため、あるいは在宅で疾病や障害と共に生活できるための看護へと、看護の方向を変化させている。そのため、多様な価値観を持つ患者やその家族が望むライフスタイルをえることができるよう、看護職には十分なコミュニケーションを図り対象者の価値観を理解した上で、適切な受診や在宅医療の充実をめざした支援などの実践能力が求められている。地方都市として住民の超高齢化が大都市より先行し、慢性的な医師・看護師不足が続く兵庫県北播磨・丹波地域では、これらの対応が都市圏に先行して迫られている。そのような地域の要請に対応するために、本学では平成25年に保健医療学部看護学科を設置し、医療環境の変化と地域のニーズに対応できる看護実践能力を養うための看護教育を開始した。さらに、看護教育を支え高度な専門知識と実践能力を持つ看護師を養成するため、2015年(平成27年)大学院看護学研究科修士課程を、2017年(平成29年)には、修士課程に専門看護師コースを開設した。

今後、病院・地域における医療の変化が進むなかで、多様化する地域のニーズに対応できる看護職者を育成するための教育者を養成し、北播磨・丹波地域の看護教育体制を確保することが急務である。北播磨・丹波地域の医療課題を解決するために看護分野の研究手法のみならず必要に応じて心理学等の隣接学問分野における研究方法も適用し分析し、看護職者に求められる知識や能力を考え、看護教育に反映できる高度な教育研究能力を有する教育研究者が必要とされている。

(以下略)

1-3. 設置の趣旨

(中略、第2パラグラフより)

こうした特性をふまえ、本学校法人の理念のもと、博士後期課程では、深い人間理解に基づき、新たな知見を国内外に発信し、看護学の知識体系の発展や看護実践の改善・開発に寄与できる教育研究者を育成する。医療福祉における国民のもつ多様な価値観を理解しニーズに対応した研究を行っていくためには、人間が感じている概念を把握し適切に測定し分析する必要がある。これまで看護分野で主に使われてきた研究方法だけではなく、必要に応じて因子分析・共分散構造分析などの心理統計法、投影法に基づく臨床事例研究法、医療におけるナラティブ研究法など心理学における研究方法も理解したうえでより適した研究方法を選択する基礎知識を培う必要がある。深い人間理解と多様化する社会に対する柔軟な思考を基盤とし、看護学的研究方法のみならず必要に応じて心理学等の隣接学問分野における研究方法も適用し分析・考察し、看護職者に求められる知識や能力を考え、看護教育に反映していく高い学識を持った人材を育成することで、保健・医療・看護教育の分野で社会に貢献することを看護学研究科博士後期課程設置の趣旨とする。

1-4. 設置の必要性

(1) 社会の変化からみた設置の必要性

医療に対する関心は、健康増進とともに近年増加しているメンタルヘルスおよび多様な慢性疾患の療養管理、周産期医療システムの課題や急性期疾患の療養、在宅における穏やかな終末期医療等の多様な健康レベルにおけるニーズがあり、保健・医療専門職者には多様化する国民のニーズに応える改革を推進し医療の質を改善できる専門性の高い人材を育成することが期待されている。また、IT化・グローバル化などの社会の変化にともない、保健医療福祉における国民のもつ多様な価値観を理解しニーズに対応できるよう、看護学的研究方法のみならず必要に応じて心理学等の隣接学問分野における研究方法や分析方法も適用して分析し、既存の看護学の知識をさらに発展させ、地域の風土と生活スタイルに適した看護ケアやシステムなどの看護実践モデルを開発し、地域の健康問題を効果的に改善することを目指した創造的な研究成果をあげることが必要になってくる。看護学学問体系に寄与する高度な研究者を博士後期課程で育成することは喫緊の課題である。

(以下略)

1-5. 人材育成の目標

看護系大学・大学院における教育者は、研究成果を活用した最新のエビデンスを基に教育する役割を担うと同時に、看護学研究者として研究目的に適した研究方法を必要に応じて心理学等の隣接学問分野における研究方法も含め適用し看護学の新たな知識を創造でき、学問体系の構築に寄与できる人材である必要がある。本学博士後期課程では、このような看護学の発展に貢献できる看護教育者を育成する。

それらを踏まえ、深い人間理解に基づき、新たな知見を国内外に発信し、必要に応じて心理学等の隣接学問分野における研究方法をも適用し看護学の知識体系の発展や看護実践の改善・開発に寄与できる自立した教育研究者を育成することを目的として、本学に看護学研究科博士後期課程を設置する。

(表1 教育目標)

教育目標	
博士後期課程	(1) <u>看護学分野の研究者として自立して研究活動を行うために必要な研究能力を培う。</u> (2) <u>看護学における課題を解決するために、研究目的に適した研究方法を必要に応じ心理学等の隣接学問分野における研究方法も含め適用できる高度な研究能力を培う。</u> (3) <u>課題探求能力、問題解決能力を高め、深い人間理解に基づいた豊かな学識をもった看護学における教育能力を培う。</u>

1-6. 育成する人材像

博士後期課程は、深い人間理解に基づき、新たな知見を国内外に発信し、必要に応じて心理学等の隣接学問分野における研究方法や分析方法をも適用し看護学の発展や看護実践の改善・開発に寄与できる教育研究者の育成をめざしている。

(表2 育成する人材像)

育成する人材像	
博士後期課程	(1) <u>看護学における課題を解決するために、研究目的に適した研究方法を必要に応じて心理学等の隣接学問分野における研究方法も含め適用する高度な研究能力を持つ人材</u> (2) <u>科学的根拠や研究的視点を持って提言でき、看護学教育が行える人材</u> (3) <u>看護学の発展に寄与できる人材</u>

1-7. 学位授与の方針(ディプロマポリシー)

博士後期課程では、所定期間在学し課程に定める修了要件を充たすとともに、次に掲げる研究能力と専門的スキルを修得し、高度化する看護分野で活躍するための教育研究能力を身に着けた者に、課程の修了を認め、博士(看護学)の学位を授与する。

(1) 専門知識・能力の修得

看護学における理論や専門知識及び看護教育能力を修得し、看護教育に活用することができる。

(2) 看護実践に関する研究能力

看護学における課題を研究目的とし、研究目的に適した研究方法と分析方法を必要に応じて心理学等の隣接学問分野の研究手法も含め適用し、論理的に考察し、看護

学の体系化に資する論文を作成することができる。

(3) 倫理調整力

研究遂行をとおして保健・医療における倫理的規範を遵守し、研究における倫理的問題を的確に判断し調整できる。

(4) コミュニケーション能力

看護実践及び看護教育における対象者、専門職者、または研究者から国内外の情報を収集し、隣接学問分野における価値観の位相を理解したうえで看護学の知識や考えを表現し、保健・医療のあり方を考察することができる。

(5) 課題解決への提案力

保健・医療における多様な課題を把握し、解決策を提案することができる。

1-8. 研究対象とする中心的な学問分野

看護学における課題を研究目的とし、研究目的に適した調査方法と分析方法を必要に応じ心理学分野の研究方法も含め適用し、論理的に考察し、看護学の体系化に資する研究を推進するため、研究対象とする中心的な学問分野は看護学とする。看護学分野をさらに療養支援看護学、家族支援看護学、生活支援看護学に分け、それぞれの分野で求められる高い専門性に対応した研究を教育する。

(19～20 ページ)

7. 基礎となる看護学研究科博士前期課程(修士課程)との関係

(第5パラグラフに次の説明を追加)

博士後期課程においては、特に研究能力の涵養のため、看護の隣接分野である心理系教員を配置することで、心理学的研究方法の看護学への適用を検討するなど、博士前期課程で得た知識をさらに発展させ、看護教育・研究における多角的な視野と能力を備えた人材の育成を目指している。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (2～6 ページ)

新	旧
1-2. 看護学教育を取り巻く環境と設置の背景 看護をめぐる環境は、急速な少子高齢化の進展や医療の高度化・複雑化、在院日数の短縮、医療ニーズの多様化など大きく変化している。これらの変化は、これまでの治療を行うための看護から、高度先進医療を受けた後に早期に社会で生活できるようにするため、あるいは在宅で疾病や障害と共に	1-2. 看護学教育を取り巻く環境と設置の背景 看護をめぐる環境は、急速な少子高齢化の進展や医療の高度化・複雑化、在院日数の短縮、医療ニーズの多様化など大きく変化している。これらの変化は、これまでの治療を行うための看護から、高度先進医療を受けた後に早期に社会で生活できるようにするため、あるいは在宅で疾病や障害と

生活できるための看護へと、看護の方向を変化させている。そのため、多様な価値観を持つ患者やその家族が望むライフスタイルをえることができるよう、看護職には十分なコミュニケーションを図り対象者の価値観を理解した上で、適切な受診や在宅医療の充実をめざした支援などの実践能力が求められている。地方都市として住民の超高齢化が大都市より先行し、慢性的な医師・看護師不足が続く兵庫県北播磨・丹波地域では、これらの対応が都市圏に先行して迫られている。そのような地域の要請に対応するために、本学では平成25年に保健医療学部看護学科を設置し、医療環境の変化と地域のニーズに対応できる看護実践能力を養うための看護教育を開始した。さらに、看護教育を支え高度な専門知識と実践能力を持つ看護師を養成するため、2015年（平成27年）大学院看護学研究科修士課程を、2017年（平成29年）には、修士課程に専門看護師コースを開設した。

今後、病院・地域における医療の変化が進むなかで、多様化する地域のニーズに対応できる看護職者を育成するための教育者を養成し、北播磨・丹波地域の看護教育体制を確保することが急務である。北播磨・丹波地域の医療課題を解決するために看護分野の研究手法のみならず必要に応じて心理学等の隣接学問分野における研究方法も適用し分析し、看護職者に求められる知識や能力を考え、看護教育に反映できる高度な教育研究能力を有する教育研究者が必要とされている。

（以下略）

共に生活できるための看護へと、看護の方向を変化させている。そのため、看護職には、患者やその家族が望むライフスタイルをえることができるよう十分なコミュニケーションを図り、適切な受診や在宅医療の充実をめざした支援などの実践能力が求められている。地方都市として住民の超高齢化が大都市より先行し、慢性的な医師・看護師不足が続く兵庫県北播磨・丹波地域では、これらの対応が都市圏に先行して迫られている。そのような地域の要請に対応するために、本学では平成25年に保健医療学部看護学科を設置し、医療環境の変化と地域のニーズに対応できる看護実践能力を養うための看護教育を開始した。さらに、看護教育を支え高度な専門知識と実践能力を持つ看護師を養成するため、2015年（平成27年）大学院看護学研究科修士課程を、2017年（平成29年）には、修士課程に専門看護師コースを開設した。

今後、病院・地域における医療の変化が進むなかで、地域のニーズに対応できる看護職者を育成するための教育者を養成し、北播磨・丹波地域の看護教育体制を確保することが急務である。北播磨・丹波地域の医療課題を解決するために必要な知識や能力を考え、看護教育に反映できる高度な教育研究能力を有する教育研究者が求められている。

（以下略）

<p>1-3.設置の趣旨 (中略、第2パラグラフより)</p> <p>こうした特性をふまえ、本学校法人の理念のもと、博士後期課程では、深い人間理解に基づき、新たな知見を国内外に発信し、看護学の知識体系の発展や看護実践の改善・開発に寄与できる教育研究者を育成する。<u>医療福祉における国民のもつ多様な価値観を理解しニーズに対応した研究を行っていくためには、人間が感じている概念を把握し適切に測定し分析する必要がある。これまで看護分野で主に使われてきた研究方法だけではなく、必要に応じて因子分析・共分散構造分析などの心理統計法、投影法に基づく臨床事例研究法、医療におけるナラティブ研究法など心理学における研究方法も理解したうえでより適した研究方法を選択する基礎知識を培う必要がある。深い人間理解と多様化する社会に対する柔軟な思考を基盤とし、看護学的研究方法のみならず必要に応じて心理学等の隣接学問分野における研究方法も適用し分析・考察し、看護職者に求められる知識や能力を考え、看護教育に反映していく高い学識を持った人材を育成することで、保健・医療・看護教育の分野で社会に貢献することを看護学研究科博士後期課程設置の趣旨とする。</u></p>	<p>1-3.設置の趣旨 (中略、第2パラグラフより)</p> <p>こうした特性をふまえ、本学校法人の理念のもと、博士後期課程では、深い人間理解に基づき、新たな知見を国内外に発信し、看護学の知識体系の発展や看護実践の改善・開発に寄与できる教育研究者を育成する。グローバル化した社会の中で深い人間理解と柔軟な思考を基盤とした高い学識を持った人材を育成することで、保健・医療・看護教育の分野で社会に貢献することを看護学研究科博士後期課程設置の趣旨とする。</p>
<p>1-4.設置の必要性 (1)社会の変化からみた設置の必要性</p> <p>医療に対する関心は、健康増進とともに近年増加しているメンタルヘルスおよび多様な慢性疾患の療養管理、周産期医療システムの課題や急性期疾患の療養、在宅における穏やかな終末期医療等の多様な健康レベルにおけるニーズがあり、<u>保健・医療専門職者には多様化する国民のニーズに応える</u></p>	<p>1-4.設置の必要性 (1)社会の変化からみた設置の必要性</p> <p>医療に対する関心は、健康増進とともに近年増加しているメンタルヘルスおよび多様な慢性疾患の療養管理、周産期医療システムの課題や急性期疾患の療養、在宅における穏やかな終末期医療等の多様な健康レベルにおけるニーズがあり、保健・医療専門職者には国民のニーズに応える改革を推</p>

<p>改革を推進し医療の質を改善できる専門性の高い人材を育成することが期待されている。また、IT化・グローバル化などの社会の変化にともない、保健医療福祉における国民のもつ多様な価値観を理解しニーズに対応できるよう、看護学的研究方法のみならず必要に応じて心理学等の隣接学問分野における研究方法や分析方法も適用して分析し、既存の看護学の知識をさらに発展させ、地域の風土と生活スタイルに適した看護ケアやシステムなどの看護実践モデルを開発し、地域の健康問題を効果的に改善することを目指した創造的な研究成果をあげることが必要になってくる。看護学学問体系に寄与する高度な研究者を博士後期課程で育成することは喫緊の課題である。</p> <p>(以下略)</p>	<p>進し医療の質を改善できる専門性の高い人材を育成することが期待されている。保健医療福祉における国民のニーズに対応できるよう既存の看護学の知識をさらに発展させ、地域の風土と生活スタイルに適した看護ケアやシステムなどの看護実践モデルを開発し、地域の健康問題を効果的に改善することを目指した創造的な研究成果をあげることが必要になってくる。そのため、看護実践の変革を導く研究を通し、看護学のエビデンスを創造し、看護学問体系に寄与する高度な研究者を博士後期課程で育成することは喫緊の課題である。</p> <p>(以下略)</p>
<p>1-5.人材育成の目標</p> <p>看護系大学・大学院における教育者は、研究成果を活用した最新のエビデンスを基に教育する役割を担うと同時に、看護学研究者として<u>研究目的に適した研究方法を必要に応じて心理学等の隣接学問分野における研究方法も含め適用し看護学の新たな知識を創造でき、学問体系の構築に寄与できる人材である必要がある。</u>本学博士後期課程では、このような看護学の発展に貢献できる看護教育者を育成する。</p> <p>それらを踏まえ、深い人間理解に基づき、新たな知見を国内外に発信し、<u>必要に応じて心理学等の隣接学問分野における研究方法をも適用し看護学の知識体系の発展や看護実践の改善・開発に寄与できる自立した教育研究者を育成することを目的として、本学に看護学研究科博士後期課程を設置する。</u></p>	<p>1-5.人材育成の目標</p> <p>看護系大学・大学院における教育者は、研究成果を活用した最新のエビデンスを基に教育する役割を担うと同時に、看護学研究者として看護学の新たな知識を創造でき、学問体系の構築に寄与できる人材である必要がある。本学博士後期課程では、このような看護学の発展に貢献できる看護教育者を育成する。</p> <p>それらを踏まえ、深い人間理解に基づき、新たな知見を国内外に発信し、看護学の知識体系の発展や看護実践の改善・開発に寄与できる自立した教育研究者を育成することを目的として、本学に看護学研究科博士後期課程を設置する。</p>

(表1 教育目標)		(表1 教育目標)	
教育目標		教育目標	
博士後期課程	<p>(1)<u>看護学分野の研究者として自立して研究活動を行うために必要な研究能力を培う。</u></p> <p>(2)<u>看護学における課題を解決するために、研究目的に適した研究方法を必要に応じ心理学等の隣接学問分野における研究方法も含め適用できる高度な研究能力を培う。</u></p> <p>(3)課題探求能力、問題解決能力を高め、<u>深い人間理解に基づいた豊かな学識をもった看護学における教育能力を培う。</u></p>	博士後期課程	<p>(1)研究者として自立して研究活動を行うために必要な研究能力を培う。</p> <p>(2)深い人間理解に基づいた豊かな学識と高度な研究能力を培う。</p> <p>(3)課題探求能力、問題解決能力を高め、豊かな学識をもった看護学における教育能力を培う。</p>

1-6. 育成する人材像

博士後期課程は、深い人間理解に基づき、新たな知見を国内外に発信し、必要に応じて心理学等の隣接学問分野における研究方法や分析方法をも適用し看護学の発展や看護実践の改善・開発に寄与できる教育研究者の育成をめざしている。

(表2 育成する人材像)

育成する人材像	
博士後期課程	<p>(1)<u>看護学における課題を解決するために、研究目的に適した研究方法を必要に応じて心理学等の隣接学問分野における研究方法も含め適用する高度な研究能力を持つ人材</u></p> <p>(2)科学的根拠や研究的視点を持って提言でき、<u>看護学教育が行える人材</u></p> <p>(3)看護学の発展に寄与できる人材</p>

1-7. 学位授与の方針(ディプロマポリシー)

博士後期課程では、所定期間在学し課程に定める修了要件を充たすとともに、次に掲げる研究能力と専門的スキルを修得し、高度化する看護分野で活躍するための教育研究能力を身に着けた者に、課程の修了を認め、博士(看護学)の学位を授与する。

(1) 専門知識・能力の修得

看護学における理論や専門知識及び看護教育能力を修得し、看護教育に活用することができる。

(2) 看護実践に関する研究能力

看護学における課題を研究目的とし、研

1-6. 育成する人材像

博士後期課程は、深い人間理解に基づき、新たな知見を国内外に発信し、看護学の発展や看護実践の改善・開発に寄与できる教育研究者の育成をめざしている。

(表2 育成する人材像)

育成する人材像	
博士後期課程	<p>(1) 高度な研究能力を持ち看護学教育が行える人材</p> <p>(2)科学的根拠や研究的視点を持って提言でき、教育力を発揮できる人材</p> <p>(3)看護学の発展に寄与できる人材</p>

1-7. 学位授与の方針(ディプロマポリシー)

博士後期課程では、所定期間在学し課程に定める修了要件を充たすとともに、次に掲げる研究能力と専門的スキルを修得し、高度化する看護分野で活躍するための教育研究能力を身に着けた者に、課程の修了を認め、博士(看護学)の学位を授与する。

(1) 専門知識・能力の修得

看護学における理論や専門知識及び看護教育能力を修得し、看護教育に活用することができる。

(2) 看護実践に関する研究能力

看護学における課題を研究目的とし、研

<p>究目的に適した研究方法と分析方法を必要に応じて心理学等の隣接学問分野の研究方法も含め適用し、論理的に考察し、看護学の体系化に資する論文を作成することができる。</p> <p>(3) 倫理調整力 研究遂行をとおして保健・医療における倫理的規範を遵守し、研究における倫理的問題を的確に判断し調整できる。</p> <p>(4) コミュニケーション能力 看護実践及び看護教育における対象者、専門職者、または研究者から国内外の情報を収集し、隣接学問分野における価値観の位相を理解したうえで看護学の知識や考えを表現し、保健・医療のあり方を考察することができる。</p> <p>(5) 課題解決への提案力 保健・医療における多様な課題を把握し、解決策を提案することができる。</p>	<p>究目的に適した関連分野の研究方法与分析方法も含めて活用し、論理的に考察し、看護学の体系化に資する論文を作成することができる。</p> <p>(3) 倫理調整力 研究遂行をとおして保健・医療における倫理的規範を遵守し、研究における倫理的問題を的確に判断し調整できる。</p> <p>(4) コミュニケーション能力 看護実践及び看護教育における対象者、専門職者、または研究者から国内外の情報を収集し、隣接学問分野における価値観の位相を理解したうえで看護学の知識や考えを表現し、保健・医療のあり方を考察することができる。</p> <p>(5) 課題解決への提案力 保健・医療における多様な課題を把握し、解決策を提案することができる。</p>
<p>1－8.研究対象とする中心的な学問分野 看護学における課題を研究目的とし、研究目的に適した調査方法と分析方法を必要に応じ心理学分野の研究方法も含め適用し、論理的に考察し、看護学の体系化に資する研究を推進するため、研究対象とする中心的な学問分野は看護学とする。看護学分野をさらに療養支援看護学、家族支援看護学、生活支援看護学に分け、それぞれの分野で求められる高い専門性に対応した研究を教育する。</p>	<p>1－8.研究対象とする中心的な学問分野 看護学における課題を研究目的とし、研究目的に適した調査方法と分析方法を活用し、論理的に考察し、看護学の体系化に資する研究を推進するため、研究対象とする中心的な学問分野は看護学とする。看護学分野をさらに療養支援看護学、家族支援看護学、生活支援看護学に分け、それぞれの分野で求められる高い専門性に対応した研究を教育する。</p>

<p>(19～20 ページ)</p> <p>7. 基礎となる看護学研究科博士前期課程(修士課程)との関係</p> <p>(第5パラグラフに次の説明を追加)</p> <p><u>博士後期課程においては、特に研究能力の涵養のため、看護の隣接分野である心理系教員を配置することで、心理学的研究方法の看護学への適用を検討するなど、博士前期課程で得た知識をさらに発展させ、看護教育・研究における多角的な視野と能力を備えた人材の育成を目指している。</u></p>	<p>7. 基礎となる看護学研究科博士前期課程(修士課程)との関係</p> <p>—</p>
--	--

(是正意見) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

2. <社会人受験の趣旨が不明確>

「大学教員として3年以上の職務経験を有する者を社会人受験者とする」としているが、看護学を背景とした者を想定しているのか、またそうでない者も受け入れるのか不明であるため、考え方を明らかにすること。さらに、大学教員に限定している理由が不明確なため、説明を追加すること。

また、グローバル社会において活躍する人材の育成を設置の趣旨としながら、社会人受験者に英語の試験を課さないことについても、適切に理由を説明すること。

(対応) 本研究科の教育目標および育成する人材像との整合性を図るため、入学者は“看護学を背景とした者”を想定しており、そうでない者の受け入れは原則想定していない。さらに職務経験については、看護学を背景とした大学教員のみならず、看護師、保健師、助産師のいずれかの免許を有しかつ、当該免許に係る実務経験を持つ者を想定している。こうした考え方を明らかにするため設置の趣旨の記載を以下の内容に修正する。

また、社会背景を踏まえた設置の趣旨との整合性を図るため、社会人受験者にも外国語(英語)の試験を課すこととし、記載を以下の通り修正する。

(修正箇所を下線で示す)

1-5.人材育成の目標

(表1 教育目標)

教育目標	
博士後期課程	(1) <u>看護学分野の研究者として自立して研究活動を行うために必要な研究能力を培う。</u> (2) <u>看護学における課題を解決するために、研究目的に適した研究方法を必要に応じ心理学等の隣接学問分野における研究方法も含め適用できる高度な研究能力を培う。</u> (3) <u>課題探求能力、問題解決能力を高め、深い人間理解に基づいた豊かな学識をもった看護学における教育能力を培う。</u>

1-6.育成する人材像

(表2 育成する人材像)

育成する人材像	
博士後期課程	(1) <u>看護学における課題を解決するために、研究目的に適した研究方法を必要に応じて心理学等の隣接学問分野における研究方法も含め適用する高度な研究能力を持つ人材</u>

	(2) 科学的根拠や研究的視点を持って提言でき、 <u>看護学教育が行える人材</u> (3) 看護学の発展に寄与できる人材
--	---

8. 入学者選抜の概要

1)入学者受け入れの基本方針(アドミッションポリシー)

看護学研究科博士後期課程を目指す学生には、以下のアドミッションポリシーに掲げる能力・態度を備えた人を選抜する。

- (1)看護学の基礎的知識を有し、大学院博士後期課程で看護学における教育・研究を学ぶことに意欲をもっている。
- (2)看護学における課題について、解決に向けて探求する意欲を持っている。
- (3)看護学教育者、看護学研究者として社会に貢献しようとする意欲を持っている。

2)出願資格

出願資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1)国内の看護系大学院を修了し修士の学位を有する者、及び取得見込みの者
- (2)大学において修士の学位に相当する学位を授与された者で、看護師、保健師、助産師のいずれかの免許を有する者
- (3)本大学院が個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、看護師、保健師、助産師のいずれかの免許を有し、当該免許にかかわる3年以上の実務経験を有する者

※出願資格審査は、大学院看護学研究科博士後期課程部会が行う。

3)選抜方法

受験生が出願前に入学後の研究等について志望する研究指導教員と研究計画、出願資格の有無等について相談を行う機会を設ける。

入学者選抜は、学力試験(外国語：英語)と口述試験(本課程志望理由に基づく質問及び研究計画書概要)及び志望理由書を総合的に判断して選考する。

なお、看護師、保健師、助産師のいずれかの免許を有し、当該免許にかかわる5年以上の実務経験を有する者または看護系大学教員として3年以上の当該免許にかかわる分野の職務経験を有する者を社会人受験者とする。社会人受験者は、学力試験(外国語：英語)と口述試験を行い、研究計画書の概要、志望理由書を重視した選考とし、社会人であることが不利益にならないように配慮する。

入学試験は、11月と2月の2回実施し、社会人に受験の機会を提供する。

9. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

(中略)

6) 入学者選抜の概要

本研究科における社会人の定義は、「大学教員として3年以上の職務経験を持つもの」としている。社会人に対する入学者選抜の方法としては、一般の入学者選抜と同様に、学力試験(外国語：英語)と口述試験(本課程志望理由に基づく質問及び研究計画書概要)及び志望理由書を総合的に判断して選考する。社会人受験者においては、学力試験(外国語：英語)と口述試験を行い、研究計画書の概要、志望理由書を重視した選考とし、社会人であることが不利益にならないように配慮する。

(新旧対照表) 授業科目の概要設置の趣旨を記載した書類 (5 ページ)

新		旧	
(表1 教育目標)		(表1 教育目標)	
教育目標		教育目標	
博士後期課程	(1) <u>看護学分野の研究者として自立して研究活動を行うために必要な研究能力を培う。</u> (2) <u>看護学における課題を解決するために、研究目的に適した研究方法を必要に応じ心理学等の隣接学問分野における研究方法も含め適用できる高度な研究能力を培う。</u> (3) <u>課題探求能力、問題解決能力を高め、深い人間理解に基づいた豊かな学識をもった看護学における教育能力を培う。</u>	博士後期課程	(1)研究者として自立して研究活動を行うために必要な研究能力を培う。 (2)深い人間理解に基づいた豊かな学識と高度な研究能力を培う。 (3)課題探求能力、問題解決能力を高め、豊かな学識をもった看護学における教育能力を培う。

(表2 育成する人材像)		(表2 育成する人材像)	
育成する人材像		育成する人材像	
博士後期課程	<p>(1) <u>看護学における課題を解決するために、研究目的に適した研究方法を必要に応じて心理学等の隣接学問分野における研究方法も含め適用する高度な研究能力を持つ人材</u></p> <p>(2) 科学的根拠や研究的視点を持って提言でき、<u>看護学教育が行える人材</u></p> <p>(3) 看護学の発展に寄与できる人材</p>	博士後期課程	<p>(1) 高度な研究能力を持ち看護学教育が行える人材</p> <p>(2) 科学的根拠や研究的視点を持って提言でき、教育力を発揮できる人材</p> <p>(3) 看護学の発展に寄与できる人材</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (21～22 ページ)

新	旧
<p>8. 入学者選抜の概要</p> <p>1) と 2) については変更なし</p>	<p>8. 入学者選抜の概要</p>
<p>3) 選抜方法</p> <p>受験生が出願前に入学後の研究等について志望する研究指導教員と研究計画、出願資格の有無等について相談を行う機会を設ける。</p> <p>入学者選抜は、学力試験(外国語：英語)と口述試験(本課程志望理由に基づく質問及び研究計画書概要)及び志望理由書を総合的に判断して選考する。</p> <p><u>なお、看護師、保健師、助産師のいずれかの免許を有し、当該免許にかかわる5年以上の実務経験を有する者または看護系大学教員として3年以上の当該免許にかかわる分野の職務経験を有する者を社会</u></p>	<p>3) 選抜方法</p> <p>受験生が出願前に入学後の研究等について志望する研究指導教員と研究計画、出願資格の有無等について相談を行う機会を設ける。</p> <p>入学者選抜は、学力試験(外国語：英語)と口述試験(本課程志望理由に基づく質問及び研究計画書概要)及び志望理由書を総合的に判断して選考する。</p> <p>なお、大学教員として3年以上の職務経験を有する者を社会人受験者とする。社会人受験者は、口述試験及び研究計画書の概要、志望理由書を重視した選考とし、社会人であることが不利益にならないように</p>

<p><u>人受験者とする。社会人受験者は、学力試験(外国語：英語)と口述試験を行い、研究計画書の概要、志望理由書を重視した選考とし、社会人であることが不利益にならないように配慮する。</u></p> <p>入学試験は、11月と2月の2回実施し、社会人に受験の機会を提供する。</p>	<p>配慮する。</p> <p>入学試験は、11月と2月の2回実施し、社会人に受験の機会を提供する。</p>
<p>9.「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施 (中略)</p> <p>6)入学者選抜の概要</p> <p>本研究科における社会人の定義は、「大学教員として3年以上の職務経験を持つもの」としている。社会人に対する入学者選抜の方法としては、一般の入学者選抜と同様に、学力試験(外国語：英語)と口述試験(本課程志望理由に基づく質問及び研究計画書概要)及び志望理由書を総合的に判断して選考する。<u>社会人受験者においては、学力試験(外国語：英語)と口述試験を行い、研究計画書の概要、志望理由書を重視した選考とし、社会人であることが不利益にならないように配慮する。</u></p>	<p>9.「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施 (中略)</p> <p>6)入学者選抜の概要</p> <p>本研究科における社会人の定義は、「大学教員として3年以上の職務経験を持つもの」としている。社会人に対する入学者選抜の方法としては、一般の入学者選抜と同様に、学力試験(外国語：英語)と口述試験(本課程志望理由に基づく質問及び研究計画書概要)及び志望理由書を総合的に判断して選考するが、社会人受験者においては、口述試験及び研究計画書の概要、志望理由書を重視する。</p>

(是正意見) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

3. <科目名称と内容が不整合>

「看護学研究方法応用論 (心理学的研究)」について、看護学よりも心理学を中心としていることから、科目名称を改め、内容との整合性を図ること。

(対応) 当該科目の「授業科目の概要」および「シラバス」の記載内容と、本研究科における科目配置の意義を明確にし、内容との整合性を図るため、次の科目名称へと改めた。(修正箇所を下線で示す)

「心理学研究方法応用論 (看護学的研究)」

(新旧対照表) 次の資料における、当該科目名称を変更した。

- ・教育課程の概要
- ・授業科目の概要
- ・シラバス
- ・学則 (別表 1 - 4)
- ・設置の趣旨を記載した書類
- ・設置の趣旨を記載した書類 添付資料
 - 資料 8 履修モデル
 - 資料 11 時間割
 - 資料 13 保健医療学部看護学科と看護学研究科博士前期課程(修士課程)・後期課程(博士課程)との関連
- ・教員の氏名等
- ・専任教員一覧表 (補正)
- ・審査対象教員 (補正)
- ・判定カード (調書番号③④)
- ・担当予定授業科目の名称 (調書番号③④)
- ・就任承諾書 (調書番号③④)

新	旧
<u>心理学</u> 研究方法応用論 (<u>看護学</u> 的研究)	看護学研究方法応用論 (心理学的研究)

(是正意見) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

4. <研究計画書が承認されなかった学生の処遇が不明確>

研究計画書が承認された学生に必修科目である「特別研究Ⅰ（4単位）」の単位を認定するとあるが、承認されなかった場合におけるその後の研究指導や履修、単位認定に係るスケジュール等について、大学として講じ得る処置・体制を具体的に説明すること。

(対応)「特別研究Ⅰ」において、研究計画書が承認されなかった場合におけるその後の研究指導や履修、単位認定に係るスケジュール等について講じ得る処置・体制を具体的に説明するため、設置の趣旨に以下の説明と図2を追加した。

(修正箇所を下線で示す)

3. 教育課程の編成の考え方および特色

(2) 専門科目および特別研究

(中略、11 ページより) ※最終段落に追加

研究計画書が承認されなかった場合は、「特別研究Ⅰ」は不合格となる。「特別研究Ⅰ」が不合格となった場合は、「特別研究Ⅰ」を再履修する。再履修する場合は、大学院看護学研究科博士後期課程部会の意見に基づき、研究計画書が承認されるよう指導教員が指導を行い、学生は計画書を抜本的に見直し修正する。「特別研究Ⅰ」を2年次夏期から再履修した場合は、3年次春期に中間発表会を行い、大学院看護学研究科博士後期課程部会で研究計画書を審査後、研究倫理委員会での研究倫理審査を受ける。大学院看護学研究科博士後期課程部会で審議し研究計画書の承認を得られた再履修学生は、3年次夏期から4年次冬期に「特別研究Ⅱ」を履修し、データ収集、分析、考察から成る博士論文の作成を行う。

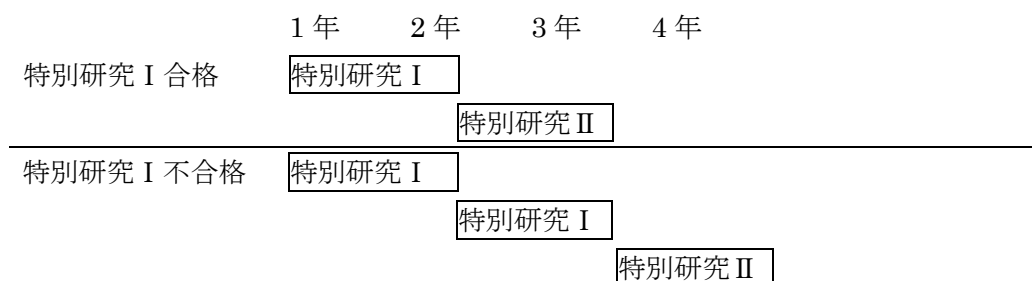


図2 特別研究Ⅰ・Ⅱの履修スケジュール

(14～15 ページより)

5) 研究指導の方法

(1) 「特別研究 I」(4 単位)での指導

(中略)

④研究活動報告書提出と指導教員決定(1 年次 2 月)

年度末には、その年度の進捗状況等ならびに次年度の具体的な計画を大学院看護学研究科博士後期課程部会に報告し(報告書)、学生の希望をもとに指導教員 3 名(研究指導教員 1 名、研究補助教員 2 名)を決定し、複数指導体制を基本とする。研究指導教員は、研究課題・研究方法の決定、データ収集・分析、結果、考察、結論の論述までの全過程を直接指導し、正規の年限内に学生が修了できるよう責任を持つ。研究指導教員及び研究補助教員は、十分に連携をとり、学生が授業科目の履修と研究を遂行できるよう支援する。

(中略)

⑦研究計画書の承認

大学院看護学研究科博士後期課程部会において、関西国際大学研究倫理委員会の審議結果及び必要に応じ修正された研究計画書を確認し、研究計画書の承認について審議する。大学院看護学研究科博士後期課程部会で研究計画書が承認された学生に「特別研究 I」(4 単位)の単位を認定する。「特別研究 I」が不合格となった学生は、「特別研究 I」を再履修し、大学院看護学研究科博士後期課程部会の意見に基づき研究計画書を抜本的に見直し修正する。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (10～11 ページ)

新	旧
<p>3. 教育課程の編成の考え方および特色 (2) 専門科目および特別研究 (中略、11 ページより) ※最終段落に追加 <u>研究計画書が承認されなかった場合は、「特別研究 I」は不合格となる。「特別研究 I」が不合格となった場合は、「特別研究 I」を再履修する。再履修する場合は、大学院看護学研究科博士後期課程部会の意見に基づき、研究計画書を抜本的に見直し修正する。「特別研究 I」を 2 年次夏期から再履修した場合は、3 年次春期に中間発表会を行い、大学院看護学研究科博士後期課程部会で研究計画書を審査後、研究倫理委員会での研究倫理審査を受ける。大学院看</u></p>	<p>3. 教育課程の編成の考え方および特色 (2) 専門科目および特別研究 (中略)</p> <p>—</p>

<p>護学研究科博士後期課程部会で審議し研究計画書の承認を得られた再履修学生は、<u>3年次夏期から4年次冬期に「特別研究Ⅱ」を履修し、データ収集、分析、考察から成る博士論文の作成を行う。</u></p>	
--	--

	1年	2年	3年	4年
特別研究Ⅰ合格	特別研究Ⅰ		特別研究Ⅱ	
特別研究Ⅰ不合格	特別研究Ⅰ		特別研究Ⅰ	特別研究Ⅱ

図2 特別研究Ⅰ・Ⅱの履修スケジュール

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (14～15 ページ)

新	旧
<p>5) 研究指導の方法</p> <p>(1) 「特別研究Ⅰ」(4単位)での指導 (中略)</p> <p>④研究活動報告書提出と指導教員決定 (1年次2月)</p> <p>年度末には、その年度の進捗状況等ならびに次年度の具体的な計画を<u>大学院看護学研究科博士後期課程部会に報告し(報告書)、学生の希望をもとに指導教員3名(研究指導教員1名、研究補助教員2名)を決定し、複数指導体制を基本とする。研究指導教員は、研究課題・研究方法の決定、データ収集・分析、結果、考察、結論の論述までの全過程を直接指導し、正規の年限内に学生が修了できるよう責任を持つ。研究指導教員及び研究補助教員は、十分に連携をとり、学生が授業科目の履修と研究を遂行できるよう支援する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>⑦研究計画書の承認</p> <p>大学院看護学研究科博士後期課程部会において、<u>関西国際大学研究倫理委員会</u>の審議結果及び必要に応じ修正された研</p>	<p>5) 研究指導の方法</p> <p>(1) 「特別研究Ⅰ」(4単位)での指導 (中略)</p> <p>④研究活動報告書提出と指導教員決定 (1年次2月)</p> <p>年度末には、その年度の進捗状況等ならびに次年度の具体的な計画を看護学研究科博士後期委員会に報告し(報告書)、委員会で学生の希望をもとに指導教員3名(研究指導教員1名 研究補助教員2名)を決定する。</p> <p>(中略)</p> <p>⑦研究計画書の承認</p> <p>看護学研究科博士後期委員会において、<u>関西国際大学研究倫理委員会</u>の審議結果及び必要に応じ修正された研究計画</p>

<p>究計画書を確認し、研究計画書の承認について審議する。<u>大学院看護学研究科博士後期課程部会で研究計画書が承認された学生に「特別研究Ⅰ」（４単位）の単位を認定する。「特別研究Ⅰ」が不合格となった学生は、「特別研究Ⅰ」を再履修し、大学院看護学研究科博士後期課程部会の意見に基づき研究計画書を抜本的に見直し修正する。</u></p>	<p>書を確認し、研究計画書の承認について審議する。看護学研究科博士後期委員会で研究計画書が承認された学生に「特別研究Ⅰ」（４単位）の単位を認定する。</p>
---	---

(是正意見) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

5. <看護学研究科博士後期委員会についての記載が不十分>

研究指導全体に係る主要組織である「看護学研究科博士後期委員会」についての記載が不十分であるため、明確に説明すること。特に、管理運営の記載において、「大学院研究科委員会」と「大学院研究科博士後期委員会」との関連が不明確であるため、説明を追加すること。

(対応)「看護学研究科博士後期委員会」は、「看護学研究科委員会」における部会であり、その関連性と役割とを明確にするため、名称を「看護学研究科博士後期部会」と改め、かつ設置の趣旨を以下のとおり修正し説明を行う。(修正箇所を下線で示す)

10. 管理運営

本学では、大学院の教学面の運営に際し、大学院研究科委員会を設置し、下記事項について審議している。

(1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

これまでの大学院看護学研究科委員会に、大学院看護学研究科博士前期課程部会と大学院看護学研究科博士後期課程部会を置き、大学院看護学研究科博士後期課程部会で、博士後期課程に関する内容を審議する。大学院看護学研究科博士後期課程部会の構成員は、その教育・研究業績から大学院看護学研究科博士後期課程の教育を担当することが適任であると学長が認めた、研究科博士後期課程担当の専任（博士論文指導を担当する教員）の教授及び准教授とする。博士前期課程と博士後期課程の教育の一貫性を保持するため、大学院看護学研究科博士後期課程部会委員は、大学院看護学研究科博士前期課程部会委員を兼任する。大学院看護学研究科博士後期課程部会の開催は、原則として月に1回開催する以外に、研究科長が必要と認めた場合、及び構成員の3分の1以上の要請があった場合についても臨時で開催する。

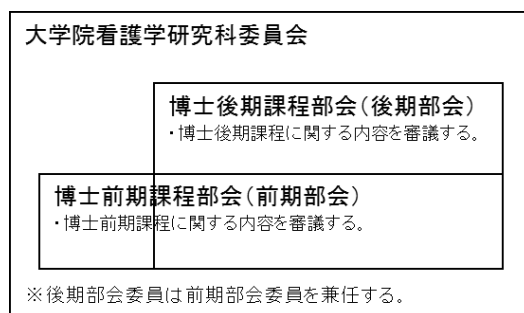


図4 大学院看護学研究科委員会と博士後期課程部会の関連

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (本文中の名称変更)

新	旧
看護学研究科博士後期課程部会	看護学研究科博士後期委員会

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (23 ページ)

新	旧
<p>10. 管理運営</p> <p>本学では、大学院の教学面の運営に際し、大学院研究科委員会を設置し、下記事項について審議している。</p> <p>(1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項</p> <p>(2) 学位の授与に関する事項</p> <p>(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</p> <p><u>これまでの大学院看護学研究科委員会に、大学院看護学研究科博士前期課程部会と大学院看護学研究科博士後期課程部会を置き、大学院看護学研究科博士後期課程部会で、博士後期課程に関する内容を審議する。大学院看護学研究科博士後期課程部会の構成員は、その教育・研究業績から大学院看護学研究科博士後期課程の教育を担当することが適任であると学長が認めた、研究科博士後期課程担当の専任（博士論文指導を担当する教員）の教授及び准教授とする。博士前期課程と博士後期課程の教育の一貫性を保持するため、大学院看護学研究科博士後期課程部会委員は、大学院看護学研究科博士前期課程部会委員を兼任する。大学院看護学研究科博士後期課程部会の開催は、原則として月に1回開催する以外に、研究科長が必要と認めた場合、及び構成員の3分の1以上の要請があった場合につ</u></p>	<p>10. 管理運営</p> <p>本学では、大学院の教学面の運営に際し、大学院研究科委員会を設置し、下記事項について審議している。</p> <p>(1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項</p> <p>(2) 学位の授与に関する事項</p> <p>(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</p> <p>大学院研究科博士後期委員会の構成員は、研究科長、研究科博士後期課程担当の専任（博士論文指導を担当する教員）の教授及び准教授であり、委員会の開催は、原則として月に1回第2水曜日に開催する以外に、研究科長が必要と認めた場合、及び構成員の3分の1以上の要請があった場合についても臨時で開催する。</p>

いても臨時で開催する。

大学院看護学研究科委員会

博士後期課程部会(後期部会)

・博士後期課程に関する内容を審議する。

博士前期課程部会(前期部会)

・博士前期課程に関する内容を審議する。

※後期部会委員は前期部会委員を兼任する。

図4 大学院看護学研究科委員会と博士後期課程部会の関連

(是正意見) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

6. <論文審査の体制が不明確>

副査の選定方法が不明確であるため、選定方法を具体的に記載するとともに、論文審査体制における公平性の担保についても説明すること。

(対応) 論文審査体制における副査の選定方法を明確にするため、また、論文審査体制における公平性の担保について説明するため、設置の趣旨の記載を以下のとおり修正する。

[副査の選定方法に関する説明]

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(中略、16 ページより)

④予備審査論文提出と予備審査(3年次1月)

学生から提出された予備審査論文に基づき、大学院看護学研究科博士後期課程部会で予備審査を行う。予備審査では、博士論文審査を実施できる論文かどうかを審査する。

予備審査で合格した論文に対して、大学院看護学研究科博士後期課程部会で学生の希望をもとに学位論文審査委員(主査1名・副査2名以上)を決定する。主査及び副査は、大学院看護学研究科博士後期課程部会委員の中から選任する。

主査は、提出された論文のテーマについての知見を有し、看護学における博士論文の学術的価値と社会的意義、独創性、実証性、倫理性、学術的整合性等を判定できる看護学における教育・研究業績を有する大学院看護学博士後期課程部会委員をもって選任する。副査は、提出された論文のテーマまたは研究方法等についての知見を有し、博士論文の論理性、実証性、倫理性を判定できる教育研究業績を有する大学院看護学研究科博士後期課程部会委員(心理学系教員を含む)をもって選任する。

療養支援看護学分野・家族支援看護学分野・生活支援看護学分野のいずれの分野を専門とする研究であっても、その研究内容・方法に精通している教員を含めることができる。

[論文審査体制における公平性の担保に関する説明]

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(中略、16 ページより)

⑤学位論文の提出ならびに博士学位論文審査(3年次2月)

学生から提出された学位論文を、学位論文審査委員が審査する。学位論文審査委員会の論文審査体制は、3名以上とし、上記の3年次1月に決定された大学院看護学研究科博士後期課程学位論文審査委員をもってあてる。

学位論文審査委員会主査ならびに副査は、論文審査により論文の完成状況の確認を行

い、最終論文提出に向けての助言を行う。研究指導教員及び研究補助教員は、助言を活用し、さらなる論文の完成度をめざして学生指導を継続する。

⑥第2回公開発表会(3年次2月)

博士後期課程担当教員、博士前期課程担当教員、研究フィールド(病院、福祉施設、行政機関等)協力者、大学院学生、学部学生(希望者)等が参加する博士後期課程学位論文の公開発表会を開催し、研究内容に関する質疑応答を実施する。

学位論文審査委員会は提出された論文内容および公開発表会での発表内容と質疑応答内容から審査原案を作成する。

⑦学位論文審査結果の審議

大学院看護学研究科博士後期課程部会において、公開発表会の内容及び学位論文審査結果に基づき、博士論文として認められる論文であるか審議する。大学院看護学研究科博士後期課程部会において、投票で過半数を超えた意見に基づき学位論文の可否を判定する。

大学院看護学研究科博士後期課程部会で博士論文が承認された学生に「特別研究Ⅱ」(4単位)の単位を認定する。

⑧最終試験(口頭試問)

大学院看護学研究科博士後期課程部会において最終試験委員を選定する。最終試験委員は、大学院看護学研究科博士後期課程部会委員の中から選任し、博士論文が承認された学生に対して、博士論文を中心に関連した科目についての口頭試問を行い、博士(看護学)の学位を授与するに相応する知識を修得しているかについて審査する。

⑨学位論文の可否判定(3年次2月)

大学院看護学研究科博士後期課程部会での審議を経て、学長が可否を決定する。

<博士論文審査基準>

博士論文審査の観点は、看護学分野の博士論文としての学術的価値、看護学における実践的な有用性、倫理的な観点、完成度等から、論文の水準を客観性、厳密性をもって判定する。

論文審査基準は以下のとおりとし、「履修要項」により公表する。

- ①看護学分野の博士論文として学術的価値があり、社会的意義を有している。
- ②看護学研究として研究成果が、独創性、論理性、実証性、倫理性などの観点において優れている。
- ③研究の意義、研究目的、先行研究との関連、研究方法、結果、考察、結論などの論理的・学術的整合性と一貫性が保たれている。
- ④副論文として、本論文と関連する学術雑誌における査読付き研究論文などの研究業績がある。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (16～17 ページ)

新	旧
<p>④予備審査論文提出と予備審査(3年次1月)</p> <p><u>学生から提出された予備審査論文に基づき、大学院看護学研究科博士後期課程部会で予備審査を行う。予備審査では、博士論文審査を実施できる論文かどうかを審査する。</u></p> <p><u>予備審査で合格した論文に対して、大学院看護学研究科博士後期課程部会で学生の希望をもとに学位論文審査委員(主査1名・副査2名以上)を決定する。主査及び副査は、大学院看護学研究科博士後期課程部会委員の中から選任する。</u></p> <p><u>主査は、提出された論文のテーマについての知見を有し、看護学における博士論文の学術的価値と社会的意義、独創性、実証性、倫理性、学術的整合性等を判定できる看護学における教育・研究業績を有する大学院看護学博士後期課程部会委員をもって選任する。副査は、提出された論文のテーマまたは研究方法等についての知見を有し、博士論文の論理性、実証性、倫理性を判定できる教育研究業績を有する大学院看護学研究科博士後期課程部会委員(心理学系教員を含む)をもって選任する。</u></p> <p><u>療養支援看護学分野・家族支援看護学分野・生活支援看護学分野のいずれの分野を専門とする研究であっても、その研究内容・方法に精通している教員を含めることができる。</u></p>	<p>④予備審査論文提出と予備審査(3年次1月)</p> <p>学生からの予備審査論文提出に基づき、看護学研究科博士後期委員会で予備審査を行う。予備審査では、博士論文審査を実施できる論文かどうかを審査する。</p> <p>予備審査で合格した論文に対して、看護学研究科博士後期委員会で学位論文審査委員(主査・副査)を決定する。療養支援看護学分野・家族支援看護学分野・生活支援看護学分野のいずれの分野を専門とする研究であっても、必要に応じて心理学系の研究補助教員の審査を受ける事ができるよう副査を選任する。</p>
<p>⑤<u>学位論文の提出ならびに</u>博士學位論文審査(3年次2月)</p> <p><u>学生から提出された学位論文を、学位</u></p>	<p>⑤博士學位論文審査(3年次2月)</p> <p>学位論文審査委員会の論文審査体制は、3名以上とし、看護学研究科博士後期課程研究</p>

<p><u>論文審査委員が審査する。学位論文審査委員会の論文審査体制は、3名以上とし、上記の3年次1月に決定された大学院看護学研究科博士後期課程学位論文審査委員をもってあてる。</u></p> <p><u>学位論文審査委員会主査ならびに副査は、論文審査により論文の完成状況の確認を行い、最終論文提出に向けての助言を行う。</u> 研究指導教員及び研究補助教員は、助言を活用し、さらなる論文の完成度をめざして学生指導を継続する。</p> <p><u>⑥第2回公開発表会(3年次2月)</u></p> <p><u>博士後期課程担当教員、博士前期課程担当教員、研究フィールド(病院、福祉施設、行政機関等)協力者、大学院学生、学部学生(希望者)等が参加する博士後期課程学位論文の公開発表会を開催し、研究内容に関する質疑応答を実施する。</u></p> <p><u>学位論文審査委員会は提出された論文内容および公開発表会での発表内容と質疑応答内容から審査原案を作成する。</u></p> <p><u>⑦学位論文審査結果の審議</u></p> <p><u>大学院看護学研究科博士後期課程部会において、公開発表会の内容及び学位論文審査結果に基づき、博士論文として認められる論文であるか審議する。大学院看護学研究科博士後期課程部会において、投票で過半数を超えた意見に基づき学位論文の可否を判定する。</u></p> <p><u>大学院看護学研究科博士後期課程部会で博士論文が承認された学生に「特別研究Ⅱ」(4単位)の単位を認定する。</u></p> <p><u>⑧最終試験(口頭試問)</u></p> <p><u>大学院看護学研究科博士後期課程部会において最終試験委員を選定する。最終試験委員は、大学院看護学研究科博士後期課程部会委員の中から選任し、博士論</u></p>	<p>指導教員が主査となり、副査2名以上は、看護学研究科博士後期課程教員、その研究内容・方法に精通している心理学系など他分野の研究科教員、他大学・研究所等の教員を含めることができる。</p> <p>論文指導主査ならびに副査は、論文審査により論文の完成状況の確認を行い、最終論文提出に向けての助言を行う。研究指導教員及び研究補助教員は、助言を活用し、さらなる論文の完成度をめざして学生指導を継続する。</p> <p>⑥学位論文の提出ならびに第2回公開発表会(3年次2月)</p> <p>学位論文審査に合格した学生は、所定の期日までに学位論文としての博士論文を提出する。看護学研究科博士後期委員会は、第2回公開発表会を開催する。学位論文審査会は論文内容および最終試験(口頭試問)を行い、審査原案を作成する。</p> <p>⑦学位論文審査結果の審議</p> <p>看護学研究科博士後期委員会において、公開発表会の内容及び学位論文審査結果に基づき、博士論文として認められる論文であるか審議する。看護学研究科博士後期委員会で博士論文が承認された学生に「特別研究Ⅱ」(4単位)の単位を認定する。</p> <p>⑧学位論文の可否判定(3年次2月)</p> <p>看護学研究科博士後期委員会での審議を経て、学長が可否を決定する。</p>
--	--

<p><u>文が承認された学生に対して、博士論文を中心に関連した科目についての口頭試験を行い、博士（看護学）の学位を授与するに相応する知識を修得しているかについて審査する。</u></p> <p><u>⑨学位論文の合否判定(3年次2月)</u></p> <p><u>大学院看護学研究科博士後期課程部会での審議を経て、学長が合否を決定する。</u></p> <p><博士論文審査基準></p> <p>博士論文審査の観点は、看護学分野の博士論文としての学術的価値、看護学における実践的な有用性、倫理的な観点、完成度等から、論文の水準を客観性、厳密性をもって判定する。</p> <p><u>論文審査基準は以下のとおりとし、「履修要項」により公表する。</u></p> <p>①看護学分野の博士論文として学術的な価値があり、社会的意義を有している。</p> <p>②看護学研究として研究成果が、独創性、論理性、実証性、倫理性などの観点において優れている。</p> <p>③研究の意義、研究目的、先行研究との関連、研究方法、結果、考察、結論などの論理的・学術的整合性と一貫性が保たれている。</p> <p>④副論文として、本論文と関連する学術雑誌における査読付き研究論文などの研究業績がある。</p>	<p><博士論文審査基準></p> <p>博士論文審査の観点は、看護学分野の博士論文としての学術的価値、看護学における実践的な有用性、倫理的な観点、完成度等から、論文の水準を客観性、厳密性をもって判定する。この論文の観点は以下のように、「履修要項」により公表する。</p> <p>①看護学分野の博士論文として学術的な価値があり、社会的意義を有している。</p> <p>②看護学研究として研究成果が、独創性、論理性、実証性、倫理性などの観点において優れている。</p> <p>③研究の意義、研究目的、先行研究との関連、研究方法、結果、考察、結論などの論理的・学術的整合性と一貫性が保たれている。</p> <p>④副論文として、本論文と関連する学術雑誌における査読付き研究論文などの研究業績がある。</p>
---	---

(是正意見) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

7. <論文審査のスケジュールが不明確>

「学位論文審査」と「最終試験（口頭試問）」の位置付けが不明確であるため、明確に説明するとともに、修了までのスケジュールにも明確に記載すること。

(対応)「学位論文審査」と「最終試験（口頭試問）」の位置付けを明確にするため、設置の趣旨の記載を以下の内容に修正し、修了までのスケジュールを本文中に図示することとした。

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(中略、16 ページより)

⑤学位論文の提出ならびに博士学位論文審査(3年次2月)

学生から提出された学位論文を、学位論文審査委員が審査する。学位論文審査委員会の論文審査体制は、3名以上とし、上記の3年次1月に決定された大学院看護学研究科博士後期課程学位論文審査委員をもってあてる。

学位論文審査委員会主査ならびに副査は、論文審査により論文の完成状況の確認を行い、最終論文提出に向けての助言を行う。研究指導教員及び研究補助教員は、助言を活用し、さらなる論文の完成度をめざして学生指導を継続する。

⑥第2回公開発表会(3年次2月)

博士後期課程担当教員、博士前期課程担当教員、研究フィールド（病院、福祉施設、行政機関等）協力者、大学院学生、学部学生（希望者）等が参加する博士後期課程学位論文の公開発表会を開催し、研究内容に関する質疑応答を実施する。

学位論文審査委員会は提出された論文内容および公開発表会での発表内容と質疑応答内容から審査原案を作成する。

⑦学位論文審査結果の審議

大学院看護学研究科博士後期課程部会において、公開発表会の内容及び学位論文審査結果に基づき、博士論文として認められる論文であるか審議する。大学院看護学研究科博士後期課程部会において、投票で過半数を超えた意見に基づき学位論文の合否を判定する。

大学院看護学研究科博士後期課程部会で博士論文が承認された学生に「特別研究Ⅱ」（4単位）の単位を認定する。

⑧最終試験（口頭試問）

大学院看護学研究科博士後期課程部会において最終試験委員を選定する。最終試験委員は、大学院看護学研究科博士後期課程部会委員の中から選任し、博士論文が承認された学生に対して、博士論文を中心に関連した科目についての口頭試問を行い、博士（看護学）の学位を授与するに相応する知識を修得しているかについて審査する。

⑨学位論文の合否判定(3年次2月)

大学院看護学研究科博士後期課程部会での審議を経て、学長が合否を決定する。

<博士論文審査基準>

博士論文審査の観点、看護学分野の博士論文としての学術的価値、看護学における実践的な有用性、倫理的な観点、完成度等から、論文の水準を客観性、厳密性をもって判定する。

論文審査基準は以下のとおりとし、「履修要項」により公表する。

- ①看護学分野の博士論文として学術的な価値があり、社会的意義を有している。
- ②看護学研究として研究成果が、独創性、論理性、実証性、倫理性などの観点において優れている。
- ③研究の意義、研究目的、先行研究との関連、研究方法、結果、考察、結論などの論理的・学術的整合性と一貫性が保たれている。
- ④副論文として、本論文と関連する学術雑誌における査読付き研究論文などの研究業績がある。

6) 修了要件

14単位以上を修了要件とする。

共通科目から4単位以上(必修4単位を含む)、専門科目から2単位、特別研究8単位(必修)を修得し、博士論文審査および最終試験(口頭試問)、に合格しなければならない。

7) 学位論文要旨等の公表

学位論文の内容の要旨・論文審査の結果の要旨は、本学のWEB上に掲載し、広く社会に公表する。

博士論文審査のスケジュール

1年次		2年次			3年次								
4月	2月	6月	2月	3月	1月	2月	3月						
		特別研究Ⅰ(1夏~2春)			特別研究Ⅱ(2夏~3冬)								
履修ガイダンス	履修計画書の提出 指導教員の決定	指導教員決定 研究活動報告書提出	研究計画書提出	研究計画書発表会 研究活動報告書提出	第1回公開発表会(中間報告会)	予備審査論文提出	予備審査	学位論文の提出	博士學位論文審査 第2回公開発表会	学位論文審査結果の審議(単位認定) →(審査会/審査原案の作成)	最終試験(口頭試問)	学長による合否決定 (単位認定)	学位授与(修了)・論文公表

図3 博士論文審査のスケジュール

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (16～17 ページ)

新	旧
<p>5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 (中略)</p> <p>⑤<u>学位論文の提出ならびに博士学位論文審査(3年次2月)</u> 学生から提出された学位論文を、<u>学位論文審査委員が審査する。学位論文審査委員会の論文審査体制は、3名以上とし、上記の3年次1月に決定された大学院看護学研究科博士後期課程学位論文審査委員をもってあてる。</u> <u>学位論文審査委員会主査ならびに副査は、論文審査により論文の完成状況の確認を行い、最終論文提出に向けての助言を行う。研究指導教員及び研究補助教員は、助言を活用し、さらなる論文の完成度をめざして学生指導を継続する。</u></p> <p>⑥<u>第2回公開発表会(3年次2月)</u> <u>博士後期課程担当教員、博士前期課程担当教員、研究フィールド(病院、福祉施設、行政機関等)協力者、大学院学生、学部学生(希望者)等が参加する博士後期課程学位論文の公開発表会を開催し、研究内容に関する質疑応答を実施する。</u> <u>学位論文審査委員会は提出された論文内容および公開発表会での発表内容と質疑応答内容から審査原案を作成する。</u></p> <p>⑦<u>学位論文審査結果の審議</u> <u>大学院看護学研究科博士後期課程部会において、公開発表会の内容及び学位論文審査結果に基づき、博士論文として認められる論文であるか審議する。大学院看護学研究科博士後期課程部会において、投票で過半数を超えた意見に基づき学位論文の合否を判定する。</u></p>	<p>5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 (中略)</p> <p>⑤<u>博士学位論文審査(3年次2月)</u> 学位論文審査委員会の論文審査体制は、3名以上とし、看護学研究科博士後期課程研究指導教員が主査となり、副査2名以上は、看護学研究科博士後期課程教員、その研究内容・方法に精通している心理学系など他分野の研究科教員、他大学・研究所等の教員を含めることができる。 論文指導主査ならびに副査は、論文審査により論文の完成状況の確認を行い、最終論文提出に向けての助言を行う。研究指導教員及び研究補助教員は、助言を活用し、さらなる論文の完成度をめざして学生指導を継続する。</p> <p>⑥<u>学位論文の提出ならびに第2回公開発表会(3年次2月)</u> 学位論文審査に合格した学生は、所定の期日までに学位論文としての博士論文を提出する。看護学研究科博士後期委員会は、第2回公開発表会を開催する。学位論文審査会は論文内容および最終試験(口頭試問)を行い、審査原案を作成する。</p> <p>⑦<u>学位論文審査結果の審議</u> 看護学研究科博士後期委員会において、公開発表会の内容及び学位論文審査結果に基づき、博士論文として認められる論文であるか審議する。看護学研究科博士後期委員会で博士論文が承認された学生に「特別研究Ⅱ」(4単位)の単位を認定する。</p>

<p><u>大学院看護学研究科博士後期課程部会で博士論文が承認された学生に「特別研究Ⅱ」(4単位)の単位を認定する。</u></p> <p><u>⑧最終試験(口頭試問)</u></p> <p><u>大学院看護学研究科博士後期課程部会において最終試験委員を選定する。最終試験委員は、大学院看護学研究科博士後期課程部会委員の中から選任し、博士論文が承認された学生に対して、博士論文を中心に関連した科目についての口頭試問を行い、博士(看護学)の学位を授与するに相応する知識を修得しているかについて審査する。</u></p> <p><u>⑨学位論文の合否判定(3年次2月)</u></p> <p><u>大学院看護学研究科博士後期課程部会での審議を経て、学長が合否を決定する。</u></p> <p><博士論文審査基準></p> <p>博士論文審査の観点は、看護学分野の博士論文としての学術的価値、看護学における実践的な有用性、倫理的な観点、完成度等から、論文の水準を客観性、厳密性をもって判定する。</p> <p><u>論文審査基準は以下のとおりとし、「履修要項」により公表する。</u></p> <p>①看護学分野の博士論文として学術的な価値があり、社会的意義を有している。</p> <p>②看護学研究として研究成果が、獨創性、論理性、実証性、倫理性などの観点において優れている。</p> <p>③研究の意義、研究目的、先行研究との関連、研究方法、結果、考察、結論などの論理的・学術的整合性と一貫性が保たれている。</p> <p>④副論文として、本論文と関連する学術雑誌における査読付き研究論文などの研究業績がある。</p>	<p>⑧学位論文の合否判定(3年次2月)</p> <p>看護学研究科博士後期委員会での審議を経て、学長が合否を決定する。</p> <p><博士論文審査基準></p> <p>博士論文審査の観点は、看護学分野の博士論文としての学術的価値、看護学における実践的な有用性、倫理的な観点、完成度等から、論文の水準を客観性、厳密性をもって判定する。この論文の観点は以下のように、「履修要項」により公表する。</p> <p>①看護学分野の博士論文として学術的な価値があり、社会的意義を有している。</p> <p>②看護学研究として研究成果が、獨創性、論理性、実証性、倫理性などの観点において優れている。</p> <p>③研究の意義、研究目的、先行研究との関連、研究方法、結果、考察、結論などの論理的・学術的整合性と一貫性が保たれている。</p> <p>④副論文として、本論文と関連する学術雑誌における査読付き研究論文などの研究業績がある。</p>
---	--

6) 修了要件

1 4 単位以上を修了要件とする。

共通科目から 4 単位以上(必修 4 単位を含む)、専門科目から 2 単位、特別研究 8 単位(必修)を修得し、博士論文審査および最終試験(口頭試問)に合格しなければならない。

7) 学位論文要旨等の公表

学位論文の内容の要旨・論文審査の結果の要旨は、本学の WEB 上に掲載し、広く社会に公表する。

6) 修了要件

1 4 単位以上を修了要件とする。

共通科目から 4 単位以上(必修 4 単位を含む)、専門科目から 2 単位、特別研究 8 単位(必修)を修得し、博士論文審査および最終試験に合格しなければならない。

7) 学位論文要旨等の公表

学位論文の内容の要旨・論文審査の結果の要旨は、本学の WEB 上に掲載し、広く社会に公表する。

博士論文審査のスケジュール

1年次		2年次		
4月	2月	6月	2月	3月
		特別研究Ⅰ(1夏～2春)		特別研究Ⅱ(2夏～)
履修計画書の提出	指導教員の決定	研究活動報告書提出	指導教員決定	研究計画書提出
				研究計画書発表会
				研究活動報告書提出
				第1回公開発表会(中間報告会)
3年次				
1月	2月			3月
特別研究Ⅱ(2夏～3冬)				
予備審査論文提出	予備審査	学位論文の提出	博士學位論文審査	第2回公開発表会
				學位論文審査結果の審議(単位認定)
				最終試験(口頭試問)
				学長による合否決定
				(単位認定)
				学位授与(修了)・論文公表

図3 博士論文審査のスケジュール

(是正意見) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

8. <教育課程等の概要とシラバスが不整合>

「看護学教育論」、「特別研究Ⅰ」、「特別研究Ⅱ」について、必修・選択区分が教育課程等の概要とシラバスとで不整合となっているため、修正すること。

(対応)

教育課程等の概要とシラバスの整合性を図るため、「看護学教育論」、「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」の各シラバス(授業概要)の「3. 必修・選択区分」を選択から必修へと修正する。(修正箇所を下線で示す)

(新旧対照表) シラバス(「看護学教育論」授業概要の項目3)

新		旧	
授業概要		授業概要	
1. 科目名	看護学教育論	1. 科目名	看護学教育論
2. 単位数	2単位(30時間)	2. 単位数	2単位(30時間)
3. 必修・選択区分	<u>必修</u>	3. 必修・選択区分	選択
4. 履修学年	1年夏期	4. 履修学年	1年夏期
5. 授業形態	講義	5. 授業形態	講義

(新旧対照表) シラバス(「特別研究Ⅰ」授業概要の項目3)

新		旧	
授業概要		授業概要	
1. 科目名	特別研究Ⅰ	1. 科目名	特別研究Ⅰ
2. 単位数	4単位(60時間)	2. 単位数	4単位(60時間)
3. 必修・選択区分	<u>必修</u>	3. 必修・選択区分	選択
4. 履修学年	1年夏期～2年春期通年	4. 履修学年	1年夏期～2年春期通年
5. 授業形態	演習	5. 授業形態	演習

(新旧対照表) シラバス(「特別研究Ⅱ」授業概要の項目3)

新		旧	
授業概要		授業概要	
1. 科目名	特別研究Ⅱ	1. 科目名	特別研究Ⅱ
2. 単位数	4単位(60時間)	2. 単位数	4単位(60時間)
3. 必修・選択区分	<u>必修</u>	3. 必修・選択区分	選択
4. 履修学年	2年夏期～3年冬期通年	4. 履修学年	2年夏期～3年冬期通年
5. 授業形態	演習	5. 授業形態	演習

(是正意見) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

9. <教員の育成体制が不明確>

教員採用計画については記載があるが、育成体制については不明確であるため、説明を追加すること。

(対応)

本学は教員育成を重視しており、大学全体の教職員研修 (PD) に加え、学科ごとの FD や大学院 FD を年複数回開催している実態がある。看護学研究科においても同様に、組織として教員育成体制を備えるべく計画していることを明確にするため、設置の趣旨を次のとおり修正する。(修正箇所を下線で示す)

<13 ページ>

4) 教員育成体制

博士後期課程の教育の質を維持し教育を担える教員を育成するため、看護学研究科博士前期課程及び後期課程担当教員を主な対象者として、大学院看護学研究科 FD を毎年開催する。大学院看護学研究科 FD の主なテーマは、看護学における新たな研究手法・調査手法・分析方法等研究法に関する最新のテーマや、大学院教育に関する内容を取り上げ、大学院教育を担当する教員の教育・研究能力の向上を目指す。

また、将来本学看護学研究科博士後期課程を担当できる教員を養成するため、前述の「学校法人濱名学院大学院研究奨学生規程」に基づく奨学金の貸与により博士課程進学を奨励し、さらに進学に伴い学内業務負担を軽減することにより、大学全体で専任教員の、特に若手教員の専門性と教育力の向上を図っていく計画である。

<26 ページ>

1) PD研修会

大学全体として年に3回(8月、9月、2月)、教職員を合わせたPD(プロフェッショナル・ディベロップメント)研修会を開催している。具体的には、本学の教育改革の方針、各部局が行っている教育改革の取り組みの報告・評価、学生の状況に関する共通認識・施策の討議、教育方法に関するキャリアアップ等が取り扱われる。

2) 大学院看護学研究科 FD

1) の大学全体 PD に加えて、博士後期課程の教育の質を維持し教育を担える教員を育成するため、看護学研究科博士前期課程及び後期課程担当教員を主な対象者として、大学院看護学研究科 FD を毎年開催する。大学院看護学研究科 FD の主なテーマは、看護学における新たな研究手法・調査手法・分析方法等研究法に関する最新のテーマや、大学院教育に関する内容を取り上げ、大学院教育を担当する教員の教育・研

究能力の向上を目指す計画である。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (13 ページ)

新	旧
<p>4) 教員育成体制</p> <p><u>博士後期課程の教育の質を維持し教育を担える教員を育成するため、看護学研究科博士前期課程及び後期課程担当教員を主な対象者として、大学院看護学研究科 FD を毎年開催する。大学院看護学研究科 FD の主なテーマは、看護学における新たな研究手法・調査手法・分析方法等研究法に関する最新のテーマや、大学院教育に関する内容を取り上げ、大学院教育を担当する教員の教育・研究能力の向上を目指す。</u></p> <p><u>また、将来本学看護学研究科博士後期課程を担当できる教員を養成するため、前述の「学校法人濱名学院大学院研究奨学生規程」に基づく奨学金の貸与により博士課程進学を奨励し、さらに進学に伴い学内業務負担を軽減することにより、大学全体で専任教員の、特に若手教員の専門性と教育力の向上を図っていく計画である。</u></p>	—

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (26 ページ)

新	旧
<p>1) PD研修会 大学全体として年に3回(8月、9月、2月)、教職員を合わせたPD(プロフェッショナル・ディベロップメント)研修会を開催している。具体的には、本学の教育改革の方針、各部局が行っている教育改革の取り組みの報告・評価、学生の状況に関する共通認識・施策の討議、教育方法に関するキャリアアップ等が取り扱われる。</p> <p>2) <u>大学院看護学研究科 FD</u> <u>1) の大学全体 PD に加えて、博士後期課程の教育の質を維持し教育を担える教員を育成するため、看護学研究科博士前期課程及び後期課程担当教員を主な対象者として、大学院看護学研究科 FD を毎年開催する。大学院看護学研究科 FD の主なテーマは、看護学における新たな研究手法・調査手法・分析方法等研究法に関する最新のテーマや、大学院教育に関する内容を取り上げ、大学院教育を担当する教員の教育・研究能力の向上を目指す計画である。</u></p>	<p>1) PD研修会 大学全体として年に3回(8月、9月、2月)、教職員を合わせたPD(プロフェッショナル・ディベロップメント)研修会を開催している。具体的には、本学の教育改革の方針、各部局が行っている教育改革の取り組みの報告・評価、学生の状況に関する共通認識・施策の討議、教育方法に関するキャリアアップ等が取り扱われる。</p>

(是正意見) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

10. <専任教員数が設置基準を満たしていない>

専任教員数について、大学院設置基準の規定を満たしていないため、適切に改めること。

(対応)

この度の教員審査判定を受け、本研究科においてはD判定の専任教員が10人となり、設置基準上必要な12人を満たすため、今回の判定で「職位不適格」により保留となった井上久美代(⑤)を「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」の指導教員(准教授)として配置し、残る1名は新規で、オーストラリアのタスマニア大学(大学院)で看護学教授として教育・研究業績とも抱負なWalsh Kenneth David(①)を「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」に配置し、基準を満たすべく専任教員数を適切に配置することとする。

この教員配置により、本学の教育理念と本研究科の設置の趣旨に掲げた人材を育成し輩出することを可能とする計画である。(修正箇所を下線で示す)

(新旧対照表) 専任教員一覧(補正)

新	旧
基本計画書(補正後) 教員組織 教授 11人 准教授 1人 合計 12人	基本計画書(補正前) 教員組織 教授 12人 准教授 2人 合計 14人
設置の趣旨等を記載した書類(11~12ページ) 2) 教員配置(職位・学位・業績・年齢構成) <u>博士後期課程の組織は、教員 12 人の専任教員で構成する。博士後期課程の専任教員は本学教員が博士前期課程とともに兼務する。職位の構成は、教授 11 人、准教授 1 人である。</u> <u>このうち、博士の学位を有する者は 12 人である。また、職位別の平均年齢(開設時)は、教授 63 歳、准教授 62 歳である。</u>	設置の趣旨 2) 教員配置(職位・学位・業績・年齢構成) 博士後期課程の組織は、教員 14 人の専任教員で構成する。専任教員は本学教員が博士前期課程とともに兼務する。職位の構成は、教授 12 人、准教授 2 人である。 このうち、博士の学位を有する者は 14 人である。また、職位別の平均年齢(開設時)は、教授 62 歳、准教授 54 歳である。

教員名簿〔教員の氏名等〕（補正後）								教員名簿〔教員の氏名等〕（補正前）							
専任教員一覧（補正）								専任教員一覧							
審査対象教員一覧（補正）								審査対象教員一覧							
専任教員の年齢構成・学位保有状況								専任教員の年齢構成・学位保有状況							
職位	学位	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 ～ 79 歳	計	職位	学位	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 ～ 79 歳	計
教授	博士	1	0	3	2	5	11	教授	博士	1	0	4	2	5	12
准教授	博士	—	0	1	—	—	1	准教授	博士	—	1	1	—	—	2
計		1	0	4	2	5	12	計		1	1	5	2	5	14

(改善意見) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

1 1. <設置計画の一層の充実>

教員の年齢構成が高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。

(対応)

教員の年齢構成の適正化と教育研究の継続性を図り、教員組織の将来構想を明確にするため、設置の趣旨を以下のとおり修正し説明を行う。(修正箇所を下線で示す)

(12 ページ)

3) 教員採用計画

関西国際大学定年規程第 2 条により、大学教員の定年は 65 歳と規定されているが、関西国際大学特遇教育職員規程第 2 条において、教育活動上特に必要と認める者で 65 歳以上 75 歳未満の特遇教育職員をおく制度を設けており、完成年度までに満 65 歳を超える教員についてはこの規程が適用される。本課程開設にあたって、完成年度までに 75 歳を超える教授はいない。

再任については、優れた研究業績や教育上の業績がある場合、担当看護領域に的確な後任者がいない場合、その他、該当者の人格・意思・健康状態等を総合的に判断し決定する。なお、完成年度後の後任計画としては、本学在籍教員 3 名を加え、新規採用者を募集していく予定である。

採用に関しては、学外からの後任補充も検討しつつ、将来本学看護学研究科博士後期課程を担当できる学内教員の養成を推進する。具体的には本学看護学科の若手専任教員への博士課程への進学を積極的に奨励し、修了後も継続して本学に勤務する意思を持つ場合には、学校法人濱名学院大学院研究奨学生規程に基づき学費の半額を奨学金として貸与する。さらに学内業務の負担を軽減するなど、組織として本学教員の博士課程進学及び学位取得を支援する体制を構築し、若年層の教員が大学院教育・研究に加わり研究業績と教育実績を蓄積することを可能にし、大学全体の教育・研究水準の向上を図るとともに、修了者が博士課程の教員組織に加わることで、大学院博士課程における教員組織の年齢構成の適正化を図るものとする。

完成年度 (2023 年度) 以降の教員採用計画は、次のとおりである。

(表 3 完成年度以降の教員採用計画)

年次	定年退職者(予定)	教員組織の採用計画
2023 年度末	教授 1 名	後任となる若手教員 1 名を補充する
2024 年度末	教授 1 名	後任となる若手教員 1 名を補充する
2025 年度末	-	-
2026 年度末	教授 2 名	後任となる若手教員 2 名を補充する

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (11～12 ページ)

新	旧
<p>3) 教員採用計画</p> <p>関西国際大学定年規程第 2 条により、大学教員の定年は 65 歳と規定されているが、関西国際大学特遇教育職員規程第 2 条において、教育活動上特に必要と認める者で 65 歳以上 75 歳未満の特遇教育職員をおく制度を設けており、完成年度までに満 65 歳を超える教員についてはこの規程が適用される。本課程開設にあたって、完成年度までに 75 歳を超える教授はいない。</p> <p>再任については、優れた研究業績や教育上の業績がある場合、担当看護領域に的確な後任者がいない場合、その他、該当者の人格・意思・健康状態等を総合的に判断し決定する。なお、完成年度後の後任計画としては、本学在籍教員 3 名を加え、新規採用者を募集していく予定である。</p> <p><u>採用に関しては、学外からの後任補充も検討しつつ、将来本学看護学研究科博士後期課程を担当できる学内教員の養成を推進する。具体的には本学看護学科の若手専任教員への博士課程への進学を積極的に奨励し、修了後も継続して本学に勤務する意思を持つ場合には、学校法人濱名学院大学院研究奨学生規程に基づき学費の半額を奨学金として貸与する。さらに学内業務の負担を軽減するなど、組織として本学教員の博士課程進学及び学位取得を支援する体制を構築し、若年層の教員が大学院教育・研究に加わり研究業績と教育実績を蓄積することを可能にし、大学全体の教育・研究水準の向上を</u></p>	<p>3) 教員採用計画</p> <p>関西国際大学定年規程第 2 条により、大学教員の定年は 65 歳と規定されているが、関西国際大学特遇教育職員規程第 2 条において、教育活動上特に必要と認める者で 65 歳以上 75 歳未満の特遇教育職員をおく制度を設けており、完成年度までに満 65 歳を超える教員についてはこの規程が適用される。本課程開設にあたって、完成年度までに 75 歳を超える教授はいない。</p> <p>再任については、優れた研究業績や教育上の業績がある場合、担当看護領域に的確な後任者がいない場合、その他、該当者の人格・意思・健康状態等を総合的に判断し決定する。なお、完成年度後の後任計画としては、本学在籍教員 3 名を加え、新規採用者を募集していく予定である。</p>

図るとともに、修了者が博士課程の教員組織に加わることで、大学院博士課程における教員組織の年齢構成の適正化を図るものとする。

完成年度（2023年度）以降の教員採用計画は、次のとおりである。

（表3 完成年度以降の教員採用計画）

年次	定年退職者 (予定)	教員組織の採用計画
2023 年度末	教授1名	後任となる若手教員1名を補充する
2024 年度末	教授1名	後任となる若手教員1名を補充する
2025 年度末	：	：
2026 年度末	教授2名	後任となる若手教員2名を補充する

【資料6：関西国際大学定年規程】

【資料7：関西国際大学特遇教育職員規程】

【資料14：学校法人濱名学院大学院研究奨学生規程】

【資料6：関西国際大学定年規程】

【資料7：関西国際大学特遇教育職員規程】

(是正意見) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

12. <図書館専門職員が配置されていない>

基本計画書において図書館専門職員が0人となっているため、適切に配置すること。

(対応)

教員以外の職員の概要に係る記載において、図書館専門職員を配置していない記載としていたが、実際には2名の専任図書館専門職員を配置しており、実態に即した記載内容に補正する。(修正箇所を下線で示す)

(新旧対照表) 基本計画書 (2 ページ)

	新	旧
教員以外の職員の概要	事務職員 専任 <u>75</u> 人 兼任 41人 計 <u>116</u> 人	事務職員 専任 77人 兼任 41人 計 118人
	図書館専門職員 専任 <u>2</u> 人 兼任 0人 計 <u>2</u> 人	図書館専門職員 専任 0人 兼任 0人 計 0人